

及びはり・きゅう施設の利用補助などを行いましたほか、生活習慣病を予防するため、新たに特定健康診査・特定保健指導事業を実施いたしました。

介護保険特別会計におきましては、介護を必要とする高齢者に対して保険給付を行うとともに、平成21年度施行の介護報酬改定に伴う介護保険料上昇を抑制するため、介護保険臨時特例交付金基金を設置いたしました。

また、平成21年度からの新たな高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。

老人保健医療特別会計におきましては、平成20年3月診療分までの老人保健医療に係る医療給付を行いました。

後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者医療広域連合に対し保険料納付金等を納付しましたほか、生活習慣病の早期発見のため、長寿健診を実施するとともに、被保険者のはり・きゅう施設等の利用に対し本市独自の助成を行いました。

母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計におきましては、母子家庭等に対する修学資金などの貸付けを行いました。

なお、国民健康保険事業特別会計において、繰上充用いたしましたが、その他の特別会計におきましては、それぞれ円滑な運営を行うことができました。

次に、企業会計について申し上げます。

病院事業特別会計におきましては、2号館1階に小児科及び小児外科の外来を移設して小児医療の連携を図るとともに、画像情報システム（PACS）などの高度医療機器を導入し、中核的医療機関としての機能を高め、医療サービスの向上に努めました。

また、新病院建設に向けて整備計画を策定するとともに、基本設計の候補者選定業務を行いました。

経営面では、効率的な経営に努めたことなどにより、5,580万4千円の純利益を生じました。

今後におきましても、健全経営に努めるとともに、多様化する市民の医療ニーズに的確に対応し、より一層の医療サービスの向上に取り組んでまいります。

交通事業特別会計におきましては、新・経営改善計画の基本方針に基づき、事業の効率化等に積極的に取り組んでまいりました。